

菊川市キャラバン・メイトの登録について

1 提出のお願い

以下に該当する場合は、菊川市事務局へ電話で御連絡の上、登録票の提出をお願いします。

- ・登録内容に変更（氏名・住所・事業所の異動等）がある方
 - ・他市町への転出等のため、菊川市で活動ができなくなった方
 - ・他市町での養成研修受講後、菊川市で活動することになった方
- など

*御記入いただいた登録情報について・・・

- キャラバン・メイト活動の目的でのみ使用します。
●変更があった場合は、菊川市事務局に御連絡ください。

2 報償費の支払い手続きについて

- ・ 認知症サポーター養成講座の出動について、勤務扱いでの対応については、市から施設長様あてに依頼文を作成しますので、市事務局まで御連絡ください。
- ・ 勤務外の対応については、市から報償費を支払います（1回1,000円）。そのための手続きとして、菊川市にマイナンバー（個人番号）の提供並びに、口座振替（登録）申請書の提出をしていただくことが必要となります。
また、報償費を辞退される方は事務局へ御連絡ください。

市事務局 〒439-0019 菊川市半済 1865
菊川市長寿介護課
TEL：0537-37-1254 FAX：0537-37-1113
E-MAIL：kaigo@city.kikugawa.shizuoka.jp

切り取り

菊川市キャラバン・メイト登録票

1 登録内容

（フリガナ） 氏 名		生年月日	S H	年	月	日
自宅住所	〒	電話 携帯電話 FAX	— — —	— — —		
勤務先	〒	電話 FAX	— —	— —		
	事業所名 (職種)					
キャラバン・メイトNo.	静岡（他） — —					
備考 キャラバン・メイトの登録を（ 辞退 ・ 休止 ）する。						